

<研究会通信> 92年度第6回基本研究会

1993年4月3日 明治大学

協同の経済・社会システムとは何か

— 第6回ベーク報告連続シンポジウムの記録 —

柳沢 敏勝（明治大学商学部教授）

1 はじめに

昨92年10月に東京を会場として開催されたICA第30回大会の基調報告となった、いわゆる「ベーク報告」をめぐって、そこに提起されている問題群を討議しようというのが、この連続シンポの目的であった。

80年ICA大会の「レイドロー報告」では、「協同組合の危機」をいかにして克服し、世界的な規模で取り組まなければならない問題の解決に協同組合はどのように貢献することができるのかという課題が提起された。それを引き継いだ88年「マルコス報告」では、これらの諸問題と格闘するために協同組合は何を大切にしなければならないのか、今日の社会経済的条件のもとで協同組合の存在を正当化しうる「基本的価値」とは何かが提起された。

この10年余の討議の経過を踏まえて「ベーク報告」がおこなった問題提起は、80年代を通じて瓦解したパラダイム（枠組み）のもとで未来に応える協同組合の価値を問うものであった。次回のICA大会（1995年）で提起されるはずの協同組合原則へのステップとしてこの「ベーク報告」があり、それが新しい枠組みを念頭においたものであったとの認識にたてば、新しいパラダイムと協同組合との関係が意識されなければならない課題であることは自ずから明らかであろう。

「ベーク報告」をめぐって催された連続シンポの最終回では、以上のような問題意識から、新しい枠組みと協同組合との関係を論じ議論するテーマとして、「協同の経済・社会システムとは何か」を設定した。サブ・タイトルに「経済民主主義・社会（的）経済の姿」を掲げた意欲的なシンポに臆することなく応じていただいたパネリスト、二宮厚美氏（神戸大学）に謝意を表したい。

2 報告の概要

二宮氏の報告は、①経済民主主義と社会の改革、②社会体制の1セクターとしての協同組合の位置づけ、③協同組合セクター（「社会経済」）で検討すべき諸課題の3つの柱から構成されている。その主旨は以下の通りである（文責は柳沢にある）。

①経済民主主義と社会の改革

「改良が進むとその成果に安住しがちで改革に進まない」、あるいは「社会の改良は体制の保守である」という議論が従来支配的であったが、その認識にまず批判の矢が向けられた。そうではなくて、むしろ社会「改良」の成果の積み重ねがやがては体制と衝突することになり、その矛盾が「改革」の契機を提供することになるという認識が必要との提起である。この〈方法論〉の根底には、社会「改良」は人間発達と切り離すことのできない関係にあるとの〈発想〉がある。

人権の発達、人格の独立（形式的独立性）とその保障とが歴史的進化であったが、人権が確立され、人格の形式的独立性が発展すればするほど、技術の発展とそれを可能にする経営との間に深刻な矛盾が生じることになる。たとえば、人格の独立を前提にして成立する労使の契約に矛盾が生じてくる。今日の「過労死」は人格の抹殺以外なものでもないという矛盾を意味している。

こうした人権を経済的に発展させる原動力が経済民主主義であり、人権を担う経済としての経済民主主義は経営の民主化と社会的規制との2つを重要な要素としている。協同組合は経営民主化に大きな役割をはたしてきたが、社会的規制は今後の課題として残している。とりわけ、市場経済に対する社会的規制を協同組合（セクター）はどのように果たすことができるかが大きな課題である。

したがって、経済民主主義の確立と協同組合の発展をいかに両立させるかが問題となるが、この問題を解決するうえで両者の結節点となるのが「人づくり」である。現実のうえではこの「人づくり」が人権の発達と組織の発展とによって表現される。しかしながら、「協同組合の発展→経済民主主義」「経済民主主義→協同組合の発展」という従来の2つの系譜の議論は、この「人づくり」を軽視してきたきらいがある。「協同組合の主人公である組合員の発達」問題が軽視されてきたからである。将来に「人づくり」を期待してシステムづくりを先行させる論法では、システムと人とが乖離し、システムのみが一人歩きしてしまう可能性があり、そのことが協同組合にとって必ずしも有益でなかったことは経験の示すところである。

以上のように、社会発展をとらえる視角と経済学が欠落させてきた「人」の問題とについての氏の提起は、協同組合の将来像を描いていくうえで新たな座標軸を提供するものであった。

②社会体制の1セクターとしての協同組合部門の位置づけ

所有と権限の分散・集中とを縦・横の座標軸として協同組合の位置づけが試みられるとともに、経済民主主義が産業民主主義、協同組合民主主義、自主管理（参加分権型）民主主義（公営企業など）を担い手とすることが示された。このような民主主義の複合体のなかで協同組合が担う民主主義はそれらの結節点であり、相互浸透がはかられなければならないことも併せて提起された。

③協同組合セクター（「社会経済」）で検討すべき課題

4つの領域にわたっての問題提起がなされた。第1は、協同組合の原則とその限界についての認識である。協同組合原則は出資（所有）・経営（管理）・利用（労働者協同組合では労働）の三位一体原則であるが、これらの原則が市場競争や社会資金の動員などとは衝突する可能性が高く、事実衝突してきたが、協同組合の規模の拡大とともに協同組合原則が後背に退く傾向が強い。現在この問題は、参加民主主義と「人づくり」とを軸とし

て工夫を凝らしていくかなければならない理論的・実践的課題となっている。

第2は協同組合での労働を社会改革と関わらしめたときに、専従職員の労働をどのように評価していくかが問われなければならない。実体として商品化している職員労働をどのように考えるべきか、また商品化を前提にするとすれば賃金や労働条件をどのように評価するかが現在の課題である。

第3に、市場経済と関わって協同組合の間に「内部市場」を形成できるか否かが問われなければならない。ゼロ・サム型の市場契約にかわって、プラス・サム型の契約・提携関係を協同組合はつくりていく必要があり、その関係を協同組合の効率を計るひとつの指標としていく必要があろう。それらが今後の大きな課題となってくる。

第4に、協同組合を担う主体形成に関わって問題提起がなされた。協同組合は他セクターでの公正・公平を監視するとともに、他セクターからの競争に晒されつつ生存していかなければならないのであって、公共部門・私的部門の労働組合の役割を見据えながら、それらと競争し合う関係を担える主体の形成に協同組合はつとめることが必要である。

3 討議について

以上のように大きなシェーマに関わる二宮氏の提起を受けて討議が交わされたが、時間がもっとほしいというのが参加者の実感であった。それは、協同組合が一様に取り組まなければならない課題、すなわち市場・資金・労働・主体形成といった多岐にわたる領域での議論を深めることができることと密接に関係している。こうした事情の背景には、新しいパラダイムとはなにか、そこにおける協同組合の役割とはなにか、協同組合は何ができる何ができないのかを問おうとする時代の流れがある。協同組合に関わっている人々の苦惱・苦闘が続いているということができる。「協同にもとづく社会経済」のあり方をめぐる討論を継続する意味は大きいといえる。